

議案第 25 号

羽生市立同和対策集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

羽生市立同和対策集会所設置及び管理条例（昭和 48 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p><u>羽生市立集会所設置及び管理条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 基本的人権を尊重し、<u>様々な人権問題の解決を</u>図るため、<u>人権教育及び人権啓発の推進の場</u>として、<u>集会所</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 <u>集会所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>羽生市立須影集会所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>羽生市立稲子集会所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>羽生市立桑崎集会所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>羽生市立下岩瀬集会所</u></td> <td>羽生市大字下岩瀬 7 3 3 番地 3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	<u>羽生市立須影集会所</u>	(略)	<u>羽生市立稲子集会所</u>	(略)	<u>羽生市立桑崎集会所</u>	(略)	<u>羽生市立下岩瀬集会所</u>	羽生市大字下岩瀬 7 3 3 番地 3	<p><u>羽生市立同和対策集会所設置及び管理条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 基本的人権を尊重し、<u>同和問題を根本的に解決</u>するため、<u>住民の教育の向上、健康の増進、生活文化の振興</u>をはかり、<u>もって同和教育推進の場</u>として、<u>同和対策集会所</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 <u>前条の同和対策集会所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>羽生市立同和対策須影集会所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>羽生市立同和対策稲子集会所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>羽生市立同和対策桑崎集会所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>羽生市立同和対策下岩瀬集会所</u></td> <td>羽生市大字下岩瀬 7 3 3 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	<u>羽生市立同和対策須影集会所</u>	(略)	<u>羽生市立同和対策稲子集会所</u>	(略)	<u>羽生市立同和対策桑崎集会所</u>	(略)	<u>羽生市立同和対策下岩瀬集会所</u>	羽生市大字下岩瀬 7 3 3 番地
名称	所在地																				
<u>羽生市立須影集会所</u>	(略)																				
<u>羽生市立稲子集会所</u>	(略)																				
<u>羽生市立桑崎集会所</u>	(略)																				
<u>羽生市立下岩瀬集会所</u>	羽生市大字下岩瀬 7 3 3 番地 3																				
名称	所在地																				
<u>羽生市立同和対策須影集会所</u>	(略)																				
<u>羽生市立同和対策稲子集会所</u>	(略)																				
<u>羽生市立同和対策桑崎集会所</u>	(略)																				
<u>羽生市立同和対策下岩瀬集会所</u>	羽生市大字下岩瀬 7 3 3 番地																				

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>羽生市立西新田</u> (略)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td><u>集会所</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>集会所</u>の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<u>羽生市立西新田</u> (略)		<u>集会所</u>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>羽生市立同和対</u> (略)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td><u>策西新田集会所</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>同和対策集会所</u>の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<u>羽生市立同和対</u> (略)		<u>策西新田集会所</u>	
<u>羽生市立西新田</u> (略)									
<u>集会所</u>									
<u>羽生市立同和対</u> (略)									
<u>策西新田集会所</u>									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(羽生市附属機関設置条例の一部改正)

2 羽生市附属機関設置条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
執行 機関	附属機関	担任 事項	委員 の定 数	執行 機関	附属機関	担任 事項	委員 の定 数
市長	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)
教育 委員 会	羽生市立学校適正規模審議会～羽生市学校給食センター運営協議会	(略)	(略)	教育 委員 会	羽生市立学校適正規模審議会～羽生市学校給食センター運営協議会	(略)	(略)
	<u>集会所運営委員会</u>	(略)	(略)		<u>同和対策集会所運営委員会</u>	(略)	(略)
	放課後子ども教室運営委員会・宝蔵寺沼ムジナモ自生	(略)	(略)		放課後子ども教室運営委員会・宝蔵寺沼ムジナモ自生	(略)	(略)

地植生回復に関する保存検討委員会	地植生回復に関する保存検討委員会
備考 1 <u>集会所運営委員会の委員の定数は、羽生市立集会所設置及び管理条例（昭和48年条例第4号）第2条に規定する集会所ごとに設置する集会所運営委員会の委員の定数とする。</u> 2 （略）	備考 1 <u>同和対策集会所運営委員会の委員の定数は、羽生市立同和対策集会所設置及び管理条例（昭和48年条例第4号）第2条に規定する同和対策集会所ごとに設置する同和対策集会所運営委員会の委員の定数とする。</u> 2 （略）

（羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会～公民館運営審議会委員	(略)	(略)	(略)	教育委員会～公民館運営審議会委員	(略)	(略)	(略)
<u>集会所運営委員</u>	(略)	(略)		<u>同和対策集会所運営委員</u>	(略)	(略)	
羽生市いじめ問題調査審議会委員～宝蔵寺沼ムジナモ自生地植生回復に関する保	(略)	(略)		羽生市いじめ問題調査審議会委員～宝蔵寺沼ムジナモ自生地植生回復に関する保	(略)	(略)	

存検討委員会				存検討委員会			
備考（略）				備考（略）			

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明